



口頭説明の次は、情報提供を強行！

BREAKING NEWS

繰り返される労使対等の原則と労使慣行を逸脱する不当労働行為に対し、新たに「通知書」を発出し、首都圏本部へ提出！！

「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現」における「地区の見直し」が労使議論の場で示されていますが、現業機関に多くの業務を権限移譲して進めることは、新たな業務を付与することであるため「労働条件の変更」が伴うことは明確です。

これまで労働条件の変更が伴う事項は、首都圏本部から「提案事項」で示されることが労使の慣行でした。しかし、その慣行を逸脱して「情報提供」の説明をもって済ませようとしてきました。さらに、労使対等の原則がある中で「提案するかしないかは会社判断とする」一方的な考えを再び押しつけてきました。

この間の「通知書」を通じた確認事項をも反故にし、労使対等の原則及び労使慣行を逸脱する「不当労働行為」であることから、地本は「通知書」を発出し首都圏本部に対して提出しました。

この間の「通知書」を通じて、首都圏本部は以下の3点を確認し受け止めた中で、繰り返し反故にできています。

- ① 結成以降、書面で行われてきた会社提案の慣行を一方的に破棄・反故にしたこと。
- ② 提案方法や示し方について「ベストな判断」「最良だと思う」と一方的な考え方を押し付けて労使対等とは言えないこと。
- ③ 団体交渉で正式回答し、確認した内容の変更を口頭説明のみで乗り切ろうとしたこと。

一方的に労働条件の変更を実質的に進めていく行為であり、議論の余地を与えず、組合員の雇用と労働条件に直結する問題で到底認められない！